



【問合せ先】

第八管区海上保安本部
総務部人事課長 佐藤 英一
0773 - 76 - 4100 (内線 2130)

平成 30 年 10 月 16 日
第八管区海上保安本部

有資格者を対象とした海上保安官募集

～ あなたの資格を海保で活かせ！ ～

海上保安庁では、船舶、無線通信や航空機の有資格者を対象(60歳未満)に、平成30年度(第2回)海上保安庁船艇職員・無線従事者・航空機職員採用試験を行います。

採用後は海上保安学校門司分校(北九州市門司区)で約6ヶ月間、海上保安官として必要な研修を受けた後、各部署の巡視船艇、各航空基地等に配属され勤務することとなります。

試験の詳細・申込みに関するお問い合わせは、第八管区海上保安本部総務部人事課第二人事係までお願いします。

1 受付期間

平成30年10月22日(月) ～ 平成30年11月19日(月)

2 採用区分及び採用予定数

航海、機関：若干名 飛行：約 5名
通信・技術：約15名 整備：約10名

3 試験日

第1次試験 (教養試験・作文試験)

平成30年12月 2日(日)

第1次試験の際、人物試験の参考とするため、性格検査を行います。

第2次試験 (人物試験・身体検査等)

平成30年12月20日(木)、21日(金)、25日(火)

第2次試験地ごとに試験日が異なります。

舞鶴市では12月25日(火)実施。 詳細は6項目「試験地」をご参照下さい。

実技試験 (飛行のみ)

平成31年 1月23日(水)、24日(木)

第2次試験通過者に対し、いずれかの試験日を通知します。

4 合格発表日

第1次試験 平成30年12月12日(水)午前10時

最終合格 平成31年 2月 8日(金)午前10時

5 採用予定日

平成31年（2019年）7月1日（月）

当該試験における最終合格者の内、採用予定日までに各受験資格に定める免許等を取得できなかった者が、次回採用試験を実施した場合に、その採用予定日（平成31年（2019年）12月頃）までに免許等を取ったときは、次期採用予定日に採用することがある。

6 試験地

下線は八管区内試験地

第1次 試験地	小樽市 函館市 釧路市 青森市 塩釜市 横浜市 名古屋市 神戸市 広島市 高松市 北九州市 佐世保市 <u>舞鶴市</u> <u>境港市</u> 新潟市 高岡市 鹿児島市 那覇市
	12月20日(木)実施 小樽市 神戸市 高松市 北九州市 新潟市 那覇市
第2次 試験地	12月21日(金)実施 横浜市
	12月25日(火)実施 塩釜市 名古屋市 広島市 <u>舞鶴市</u> 鹿児島市

高松市では、航空機職員受験者の第2次試験は行われませんので、他の試験地を希望して下さい。第1次試験の受験は可能です。

7 受験資格

別紙記載のとおり

8 その他

この試験に関する詳細は、海上保安庁のホームページ
(<https://www.kaiho.mlit.go.jp/>)又は、第八管区海上保安本部総務部人事課第二人事係（：0773-76-4100（内線2135））までお問い合わせ下さい。

「航海」及び「機関」

採用日に60歳に達していない者で、受験時において有効な次の免許等を有する者。

航海・・・電子海図情報表示装置についての能力限定が解除された五級海技士(航海)以上の海技免状 1、 2 (注意)

機関・・・五級海技士(機関)以上(内燃機関の限定を含む)の海技免状 1

- 1 「船舶職員及び小型船舶操縦者法」(昭和26年法律第149号)第13条の2の規定に該当する者又は海技免許の筆記試験に合格し、口述試験受験可能な乗船履歴を有する者で、採用日までに免許取得見込みの者を含む。
- 2 採用日までに電子海図情報表示装置についての能力限定を解除見込みの者を含む。

注意 平成26年3月31日までに海技士(航海)に係る海技免状の交付を受けている方は、「船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部を改正する省令」(平成26年国土交通省令第1号)附則第3条第1項の規定により、能力限定をされた海技免状を受けたものとみなされます。

「通信・技術」

採用日に60歳に達していない者で、高等学校を卒業した者又はこれに相当する学歴を有し、受験時において次のいずれかに該当する者。

- ・ 第一級又は第二級総合無線通信士の免許を有する者。
- ・ 第一級、第二級又は第三級海上無線通信士の免許を有する者。
- ・ 第一級又は第二級陸上無線技術士の免許を有する者。

「無線従事者規則」(郵政省令第18号[H2.3.31])第6条から第8条の規定に該当する者で、採用日までに免許を取得見込みの者を含む。

「飛行」及び「整備」

採用日に60歳に達していない者で、高等学校を卒業した者又はこれに相当する学歴を有し、受験時において有効な次の免許を有する者。

飛行・・・イ 国土交通大臣が交付した飛行機又は回転翼航空機の事業用操縦士の資格以上の技能証明書(特定操縦技能審査/確認が有効期限内であること)を有し、かつ、有効な第一種航空身体検査証明書を有する者。

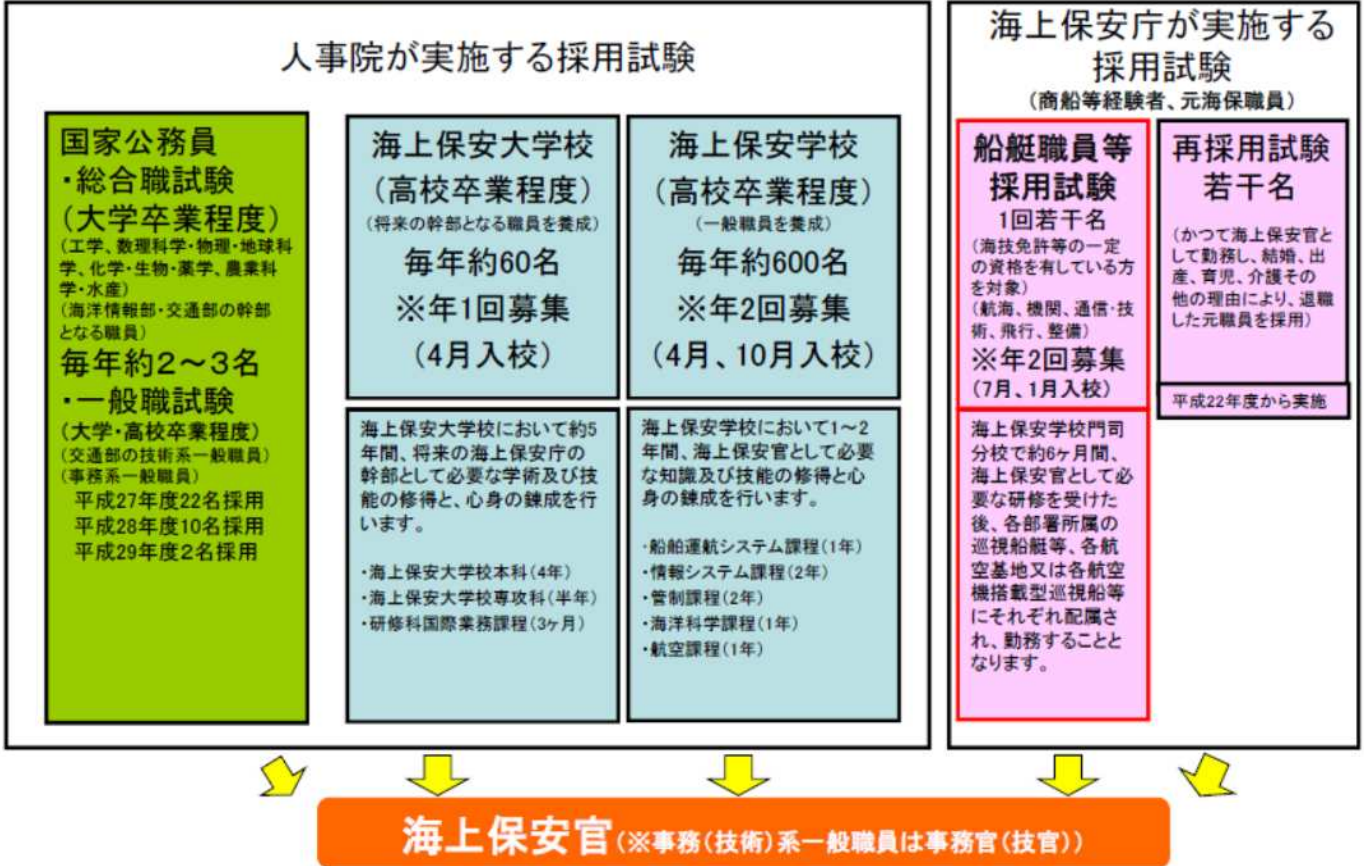
採用時においても技能証明書(特定操縦技能審査/確認)は、操縦等可能期間内であり、第一種航空身体検査証明書は有効であること。

ロ 航空無線通信士又は第一、第二級総合無線通信士の資格を有する者。

「無線従事者規則」(郵政省令第18号[H2.3.31])第6条から第8条の規定に該当する者で、採用日までに免許を取得見込みの者を含む。

整備・・・ 国土交通大臣が交付した飛行機又は回転翼航空機の航空整備士又は航空運航整備士の技能証明書を有する者(採用日までに資格取得見込みの者を含む。)

海上保安庁職員採用について



直近2回の試験実施状況

単位(人)

		船艇職員		無線従事者	航空機職員	
		航海	機関	通信・技術	飛行	整備
前々回	申込者	24	12	23	33	6
	最終合格者	8	2	4	0	2
	採用数(H30.7.1)	8	2	4	0	2
前回	申込者	16	6	21	35	7
	最終合格者	5	3	4	0	4
	採用数(H31.1.1)	現在、採用事務手続き中				



【問合せ先】
第八管区海上保安本部
海洋情報部監理課長 足立 静治
TEL 0773-76-4100 (内線 2510)

平成 30 年 10 月 25 日
第八管区海上保安本部

海上保安制度創設70周年記念「海のセミナー」の開催 海の姿を知る ～ 海底地形の神秘～

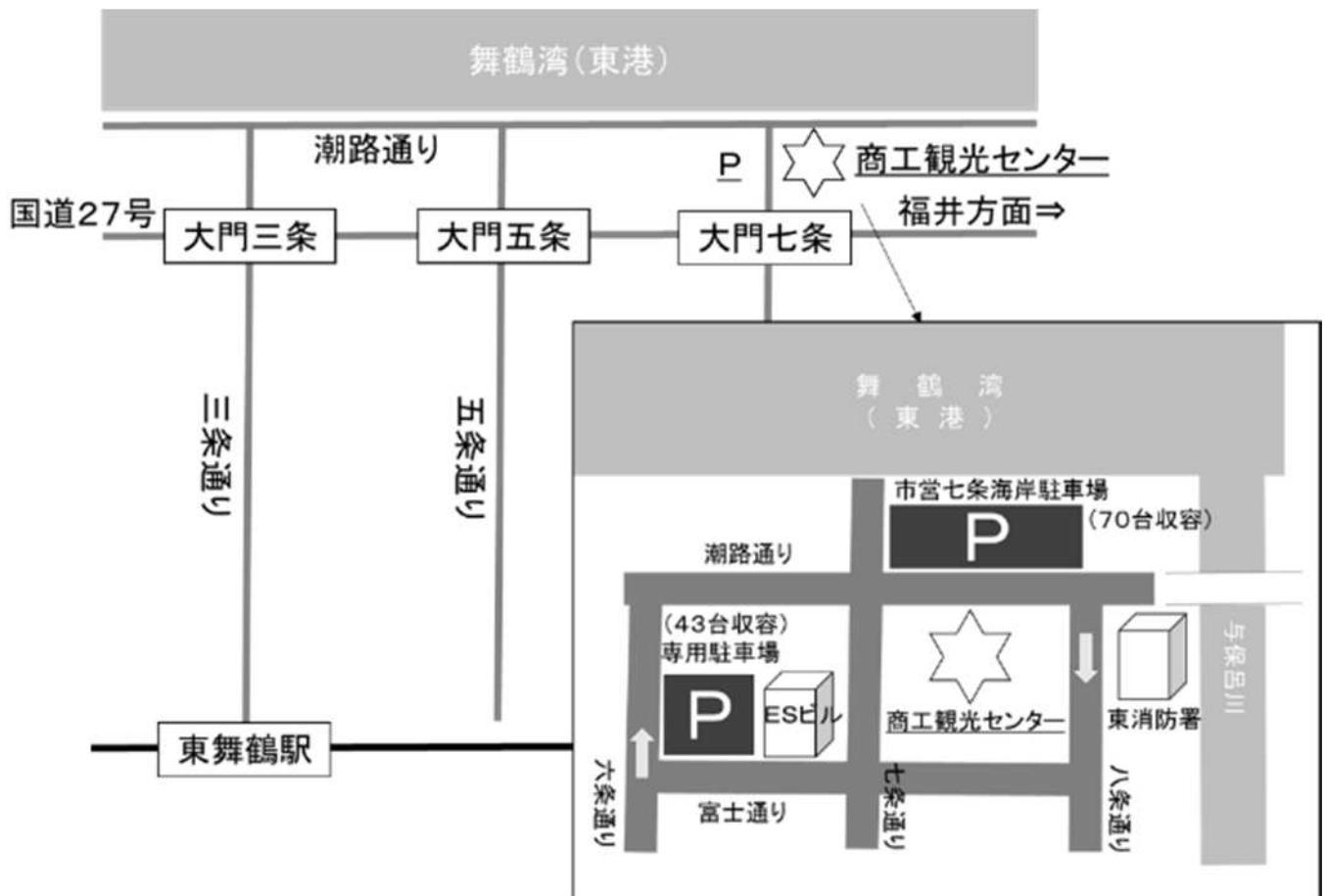
第八管区海上保安本部では、海上保安制度創設 70 周年記念行事として海底地形を題材とした講演会を開催します。
(入場無料・定員 300 名・予約不要・先着順)

- 1 開催日時
平成 30 年 12 月 2 日 (日) 14:00 ~ 16:40
(入場は、開演時間より 15 分前からとなります。)
- 2 場所
舞鶴市商工観光センター 5 階コンベンションホール
(舞鶴市字浜 66 番地)
- 3 内容
一般講演 最新の海洋観測機器について
第八管区海上保安本部海洋情報部長
小西 直樹 (こにし なおき)
特別講演
天橋立の景観と形成過程
佛教大学名誉教授
植村 善博 (うえむら よしひろ)
日本近海における海底火山活動とその観測
～ 西之島の成長と拡大～
東京工業大学教授
野上 健治 (のがみ けんじ)

4 その他

- ・ 入場は無料、事前申し込みは不要です。当日、直接お越しください。
- ・ 会場の都合で、定員は300名となっております。定員になり次第受付を締め切らせていただきます。
- ・ 業務等の都合により、中止・変更となる場合があります。
- ・ 取材の希望を受け付けますので、希望される場合は、別紙 取材申込書を 11月30日(金)午後3時までにFAX送信して下さい。
- ・ 取材を効率的に進めるため、質問事項がありましたら事前にお知らせ下さい。

【 会場までの案内図（東舞鶴駅から徒歩約15分） 】



近くに、専用駐車場・市営七条海岸駐車場があります。ご利用の方は、駐車券をお持ちになり総合案内所にてチェックを受けてください。専用駐車場はチェックを受けないと出庫することができません。利用時間8:30~22:20まで。市営七条海岸駐車場は1時間無料でご利用できます。

なお、駐車場の数が限られておりますので、ご来場の際はできる限り公共交通機関をご利用ください。

海上保安制度創設 70 周年記念「海のセミナー」

取材申込書

貴社名

ご氏名	ご連絡先(携帯電話等)

中止時等にご連絡いたしますので、直接ご本人と連絡のとれるご連絡先をご記入下さい。

質問事項等あればご記入下さい

【送信先】

第八管区海上保安本部 海洋情報部 監理課

(F A X 0 7 7 3 - 7 6 - 4 1 3 8)

11月30日(金)午後3時までにご連絡下さい。



海上保安制度創設70周年記念「海のセミナー」講演会

海の姿を知る

～海底地形の神秘～

日時

平成30年 **12月2日(日)**
14:00~16:40

入場は開演時間より15分前からとなります。

場所

舞鶴市商工観光センター
5階 コンベンションホール

入場無料 定員300名



「西之島」 海上保安庁撮影

一般講演

「最新の海洋観測機器について」
第八管区海上保安本部海洋情報部長 小西直樹

特別講演

「天橋立の景観と形成過程」
佛教大学名誉教授 植村善博

「日本近海における海底火山活動とその観測
～西之島の成長と拡大～」
東京工業大学教授 野上健治

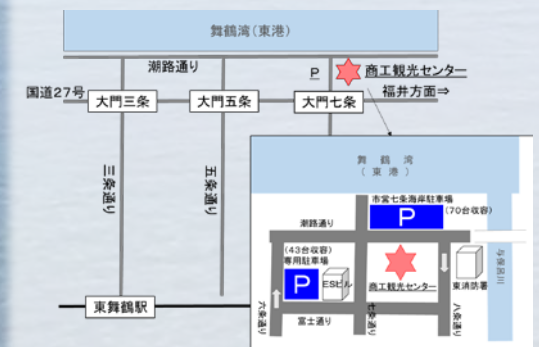


天橋立付近の伊能譜写図

会場案内

舞鶴市商工観光センター5階コンベンションホール
(舞鶴市字浜66番地)

- ・入場は無料、事前申し込みは不要です。当日、直接お越しください。
- ・会場の都合上、定員は300名となっております。定員になり次第受付を締め切らせていただきます。
- ・業務等の都合により、中止・変更となる場合があります。
- ・近くに、専用駐車場・市営七条海岸駐車場があります。ご利用の方は、駐車券をお持ちになり1階総合案内所にてチェックを受けてください。専用駐車場はチェックを受けないと出庫することができません。利用時間は8:30～22:20まで。市営七条海岸駐車場は1時間無料でご利用できます。なお、駐車場の数が限られておりますので、ご来場の際はできるだけ公共交通機関をご利用ください。



共催 第八管区海上保安本部 / (一財)日本水路協会

お問合せ: 第八管区海上保安本部海洋情報部監理課 TEL 0773-76-4100 (代)

<http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN8/>



問合せ先

第八管区海上保安本部

交通部企画課 桜川・松田

電話: (0773)76-4100 (内線 2610・2613)

平成30年10月25日

第八管区海上保安本部

「灯台記念日」における感謝状贈呈について

～ 灯台150周年式典における感謝状贈呈式の開催～

11月1日の「灯台記念日」に、多年にわたり灯台等の灯火を監視し、消灯などの異常を認めた場合に海上保安部へ通報する「灯火監視協力者」、航路標識業務の周知普及等に従事された「関係公益法人等役職員」及び「海上保安業務協力者」に対し第八管区海上保安本部長から感謝状を贈呈します。

1 第八管区海上保安本部長感謝状受賞者

(1) 灯火監視協力者

氏名又は団体名	監視標識	協力年数 (委嘱年月日)
若狭高浜漁業協同組合 様	高浜城山灯台 若狭高浜港島堤灯台	15年 (平成15年5月22日)
えちご 越後 栄子 様	宇竜港ザトグリ防波堤灯台 宇竜港権現島北東方照射灯	15年 (平成15年4月13日)

(2) 関係公益法人等役職員

氏名又は団体名	功績等	勤続年数
さいとう はるみ 齋藤 晴美 様 (公益社団法人燈光会職員)	19年間の多年にわたり、出雲日御碕灯台 参観事業に精励し、参観者に対する航路標 識業務の周知に努められた。	19年

(3) 海上保安業務協力者

氏名又は団体名	功績等
島根県大田市 <small>いそたけちょう</small> 五十猛町自治協議会 様	大岬灯台を活用した地域連携と航路標識業務の周知及び海上保安思想の普及に努められた。
松江市 様	美保関灯台及び旧灯台官舎（美保関灯台ビュッフェ）を活用した航路標識業務に関する周知及び普及に努められた。
日御碕を美しくする 会 様	出雲日御碕灯台を活用した地域連携による航路標識業務の周知及び海上保安思想の普及に努められた。
島根県 様	西郷岬灯台を活用した地域連携による航路標識業務の周知及び海上保安思想の普及に努められた。

2 感謝状贈呈式

灯台150周年記念式典

(1) 実施日時

平成30年11月3日（土） 午後4時～

(2) 実施場所

ホテルマーレたかた
京都府舞鶴市字浜 2002-3

(3) 受賞者

若狭高浜漁業協同組合

3 取材申し込み等

(1) 感謝状贈呈式の取材をご希望される社は、別紙「取材申込書」に必要事項をご記入のうえ、FAXにてお知らせいただきますようお願いいたします。

取材希望等申し込み締め切り 11月1日（木）午後3時

(2) 取材をされる社は、当日（11月3日）午後3時までに式典会場ホテルマーレたかた（舞鶴市字浜 2002-3）「飛翔の間」までお越し下さい。



第八管区海上保安本部

「灯台記念日」における表彰について

取材申込書

御社名

ご氏名	ご連絡先(携帯電話等)

中止時等にご連絡いたしますので、直接ご本人と連絡のとれるご連絡先をご記入下さい。

質問事項等あればご記入下さい

【送信先】

第八管区海上保安本部 交通部 企画課

(FAX 0773-76-1768)

11月1日(木)午後3時までにご連絡下さい



【問合せ先】

第八管区海上保安本部
交通部安全対策課 北見・竹内
電話 0773-76-4100 (内線 2640・2641)

平成 30 年 10 月 25 日

第八管区海上保安本部

安全推進マリナー認定制度について

～安全活動を積極的に行うマリナーと連携し、海難減少を目指します～

プレジャーボートの安全確保のため、マリナーの会員に対して、安全対策、自主的な安全活動及び自助・共助の取組を積極的に行うマリナーを安全推進マリナーに認定する制度を平成 30 年 9 月に創設し、このたび、福井県高浜町所在の「青戸マリナー」様を安全推進マリナー第 1 号に認定しました。

引き続き、安全推進マリナーの拡大を図り、安全推進マリナーと八本部、海上保安部署が連携し、プレジャーボート事故の減少に向けた安全活動を実施していきます。

1 認定要件

- 会員に対して、安全情報の提供等を実施しています。
- 会員に対して、発航前点検の指導等を確実に実施しています。
- 救助艇を所有し救助体制を確保しています。

このほかの要件については別添 1 を参照ください。

2 申請方法

認定を希望するマリナーは、所在地を管轄する海上保安部・海上保安署にご相談ください。
マリナーの安全活動の実施状況を確認しまして、認定に向けた手続き等をご案内します。

3 その他

- 第八管区海上保安本部長から認定書（別添 2）が交付されます。
- 第八管区海上保安本部ホームページ等において、プレジャーボートの海難防止について積極的に取り組むマリナーとして幅広く紹介します。

安全推進マリナー認定制度について

認定制度の目的

安全活動を積極的に行うマリナーを安全推進マリナーとして認定し、マリナー及び会員の安全意識の高揚を図り、プレジャーボートの海難の抑止・減少を目指します。

マリナー・会員の安全意識の高揚を図る。

自主的な安全活動の実行を促進する。



安全意識の高いマリナー及び会員が増加することにより、プレジャーボートの海難減少

認定要件

- ・ 海上保安部長又は海上保安署長から安全推進マリナー認定の推薦があること。
- ・ 安全管理基準等を定め、ユーザーに対して安全情報の提供又は安全指導を実施していること。ただし、発航前点検の実施に係る指導又は確認については、確実に実施していること。
- ・ マリナー職員又は会員を対象とした海上保安官を講師とする安全講習会、訓練等を毎年1回以上開催していること。
- ・ 救助艇（専用の救助艇を持たず、会員所有艇で代用する場合も含む）を所有し救助体制を確保している又は会員に対し救助支援者（民間救助団体等の利用）の確保を指導していること。
- ・ 上記要件を満たし、海の安全推進を宣言したマリナーであること。

認定の申請

- ・ 認定を希望するマリナーは、申請書を所在地を管轄する部署を經由して八本部長に申請

認定書の交付

- ・ 八本部長は、安全推進マリナーとして認定した場合は認定書を交付



「安全推進マリーナ」って何？

マリーナの会員に対し、安全対策、自主的な安全活動及び自助・共助の取り組みを積極的に行うマリーナで、第八管区海上保安本部長が認定したマリーナです。

なぜ、はじめるの？

小型船舶の中で事故隻数の最も多いプレジャーボートについては、海上保安庁による直接指導のみならず、マリーナと海上保安庁が『連携』して安全活動を実施していくことが事故の減少に効果的であると考えられるため、これら取組を積極的に行うマリーナを安全推進マリーナとして認定し、会員の安全意識の高揚を積極的に進めるために制度を始めます。

認定を受けると？

第八管区海上保安本部長から認定書が交付されます。
第八管区海上保安本部ホームページ等において、プレジャーボートの海難防止について積極的に取り組むマリーナとして幅広く紹介します。

安全推進マリーナに認定されていることをポートセールス等に利用できるの？

ポートセールス等に『安全推進マリーナ』の表記が利用できます。

- ・マリーナ紹介（ホームページ、パンフレット、PRビデオなど）
 - ・マリーナの特製グッズ（ステッカー、タオルなど）
 - ・CSR（企業の社会的責任）活動 など
- 利用を希望される場合は、最寄りの海上保安部署にご相談ください。

認定要件は難しい？

認定要件は裏面のとおりで、決して難しいものではありません。認定に向けたアドバイスも致しますので、気軽にご相談ください。

認定は取り消されるの？

安全推進マリーナの認定要件を満たさない状況に至ったことを海上保安部署長が認知したときは取消しとなる可能性がございます。

- ・マリーナ会員が発航前点検を行わずに海難を起こしているにもかかわらず、マリーナとして何ら指導しない場合など。（マリーナ会員が海難を起こしたら即取り消しではございません。）

興味があります！

最寄りの海上保安部署又は第八管区海上保安本部安全対策課（ 0773-76-4100 ）までご連絡ください。

認定第 号

安全推進マリーナ認定書

殿

貴マリーナを高い安全意識を持ち
利用者の安全安心の確保に取り組む
マリーナとして認め安全推進
マリーナに認定する

平成 年 月 日

第八管区海上保安本部長

印

安全推進マリーナに認定されたマリーナについて

あおと 青戸マリーナ（第1号）



代表者： 板倉 清昭（いたくら きよあき）氏

係留施設： 棧橋 10艇
 岸壁 5艇
 ポートヤード 40艇（35フィート）

設 立： 昭和40年4月

所 在 地： 福井県大飯郡高浜町和田155

